

いぶり次世代鉄道政策研究会（I-next）設置要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、北海道新幹線整備計画における札幌延伸を見据え、多角的な見地から高速鉄道に関する調査研究等を進めるとともに、胆振地域太平洋側沿線における高速鉄道の在り方を協議し、胆振管内における経済発展に資することを目的とした、いぶり次世代鉄道政策研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について協議及び調査研究するものとする。

- (1) 太平洋側沿線における高速鉄道のあり方
- (2) フリーゲージトレインの開発状況の把握
- (3) 北海道新幹線の整備計画及び進捗状況の把握
- (4) 先進地の事例研究
- (5) その他胆振管内における経済発展等に関し必要な事項

（組織）

第3条 研究会は、委員11名で組織する。

2 委員は、次に掲げる市町（以下「関係市町」という。）の長をもって構成する。

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町

（座長）

第4条 研究会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長の任期は、2年とする。
- 4 座長は、研究会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議等）

第5条 研究会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 研究会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 研究会の会議に委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 研究会の会議は、原則として公開する。

- 5 研究会の会議は、必要があると認めるときは、オブザーバーを参加させることができる。
- 6 研究会の会議は、必要があると認めるときは、専門家等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 研究会の効率的かつ円滑な運営について必要な協議及び調整を行うため、研究会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係市町の企画所管課長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、苫小牧市の企画所管課長をもってあてる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その会議の議長となる。

(部会)

第7条 研究会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、研究会の目的達成に必要な事項を調査研究する。
- 3 部会は、委員の推薦する職員をもってあてる。
- 4 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、苫小牧市に置く。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。